

文化振興基本計画

平成 26 年度（2014 年度）～平成 33 年度（2021 年度）

横須賀市

はじめに

私たちの横須賀は、三方に海を望み、緑豊かな自然に恵まれ、先人たちは、この風土の中で日々の生活を営んできました。神話の時代の日本武尊とやまとたけるのみこと弟橘媛命おとたちはなひめのみことの伝承が残るここ横須賀は、中世には三浦一族が活躍し、近代文明の幕開けとなったペリー提督の浦賀来航や、本市発展の礎となった横須賀製鉄所の開設でも知られています。

このような風土と歴史に育まれた横須賀の文化は、現在の横須賀に生きる私たちにも深く根付いています。

文化は心に豊かさや潤いを与えるものです。また、人々のふれあい、交流を盛んにし、地域社会ににぎわいや活力をもたらすものです。

横須賀市では、平成 19 年 4 月に「文化振興条例」を全面的に改正するとともに、平成 20 年 3 月には、文化に関する基本計画である「文化振興基本計画」を策定しましたが、計画期間の満了に伴い、このたび、改訂を行いました。

計画の改訂に際しては、『心豊かで潤いと活力のある横須賀』を目指す「文化振興条例」の理念と、現状の横須賀の文化を取り巻く状況を踏まえ、文化の振興に向けた取り組みをわかりやすく体系的に整理するとともに、長期的な視点で取り組む重点項目を掲げました。また、「子育て・教育環境の充実」や「生涯現役社会の実現」をはじめ、経済、環境などを含めた横須賀市の重点的な取り組みを文化の側面からも推し進めるべく、それぞれの施策との連携を図っています。

今後も、この計画に掲げたさまざまな施策に取り組み、文化活動の主役である市民の皆さんと共に、文化の振興を推進してまいります。

平成 26 年（2014 年）3 月

横須賀市長 吉田 雄 人

目 次

第1章 計画の位置付け	1
1 計画を策定する目的	2
2 計画の期間・進行管理	4
3 計画の策定体制	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 文化の振興を取り巻く状況	8
2 文化の振興の基本的な考え方	15
3 文化の振興の重点項目	17
第3章 文化振興施策	19
1 文化振興施策体系	20
2 文化振興施策体系の構成	21
3 文化の振興の指標	33
参 考	43
施策体系別おもな取り組み一覧	44
資 料	53
資料1 文化振興条例	54
資料2 文化芸術振興基本法	58
資料3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	66

— 第1章 —
計画の位置付け

1 計画を策定する目的

2 計画の期間・進行管理

3 計画の策定体制

第1章-1 計画を策定する目的

平成19年4月に施行した文化振興条例の規定(第4条 市の役割と責務)に基づき、文化振興施策の体系を明らかにし、施策の総合的かつ効果的推進と行政組織間の連携を図るため、文化振興基本計画を策定しました。

■ 文化振興条例を改正しました

昭和57年に「文化の元年」を宣言した本市は、昭和60年には全国に先駆けて文化振興条例(昭和60年横須賀市条例第26号)を制定し、文化の振興に取り組んできました。

しかし、制定から20余年が経過し、制定当時と比較し社会状況が変化していること、平成13年には文化芸術振興基本法^{*1}(平成13年法律第148号)が制定されたことなどを踏まえ、文化振興条例を改正し、本市の文化の新たな道しるべとして、平成19年4月に新しい文化振興条例(以下、「条例」といいます。)を施行しました。

*文化振興条例は【資料1】をご覧ください。

■ 文化の振興に関する計画を策定しました

本市では、「横須賀市基本構想」^{*2}でも、まちづくり政策の目標の一つとして「個性豊かな人と文化が育つまち」を掲げ、さらに、横須賀市基本計画などの行政計画においても文化を取り上げ、文化を振興してきました。

そして、条例の制定を受け、条例の第4条第2項で、市は、文化振興施策の体系を明らかにするとともに、行政組織間の連携を図り、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めることとしており、この規定に基づき、平成20年3月に「文化振興基本計画」を策定しました。

文化振興条例

(市の役割と責務)

第4条 市は、自らも文化の担い手として、文化の振興のため、文化的視点に立って施策の推進に努めるものとする。

2 市は、文化の振興を図るための施策(以下「文化振興施策」という。)の体系を明らかにするとともに、行政組織間の連携を図り、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、市民が文化の振興に取り組むことができるよう配慮するとともに、市民との協働により文化振興施策を推進するよう努めるものとする。

この計画の骨子は、条例の前文に記されています。

「わたしたちの横須賀は、三方に豊かな海が広がり、緑豊かで景勝に優れ、この中で先人

たちは、旧石器時代の昔からこんにちまで平和で安全な、より良い暮らしを求めて努力してきました。

また、鎌倉幕府の創設に貢献した三浦一族の活躍、近代文明の幕開けとなったペリーの浦賀来航、さらに近代工業発展の礎となった横須賀製鉄所の開設に始まるわが国有数の海軍のまちとしての発展など、横須賀は、いく多の場面で時代の先駆けの舞台となるとともに、人々はこんにちまで日々の生活でのさまざまな困難を乗り越えてきました。

こうした歴史と伝統は、豊かな文化を築く風土としての役割を果たし、地域に活力を生み、新たな文化を創造し、継承していく精神のよりどころとなっています。

文化は、生活に心の豊かさや潤いをもたらすとともに、市民相互の理解と信頼を深め、活力ある地域社会の実現にかけがえのないものです。

文化が創造され、享受できる環境が整えられるとともに、市民一人ひとりが文化の担い手として、主体的にその役割を果たすことが求められています。

横須賀に住む人、横須賀で活動する人と団体や事業者、横須賀を訪れる人、こうしたすべての市民の手によって、これまで培われてきた文化的土壌に、新たに文化の種がまかれ、育てられ、その果実が次世代に受け継がれていかなければなりません。(以下略)

■ 新たな文化の振興に向けて（文化振興基本計画の改訂）

文化振興基本計画は、平成 24 年度までの 5 年間を計画期間としてきましたが、横須賀市実施計画との整合を図るため、平成 25 年度まで 1 年間の計画期間の延長をいたしました。

この計画期間中、文化振興施策の体系に基づく具体的な施策の進行管理を行いながら、条例の理念に基づき、着実な施策の実施を進めてまいりました。

新たな計画期間を迎えるにあたり、より計画の実効性を高め、市として総合的に文化の振興を図ることができるように計画の見直しを行い、新たな計画として改訂することとしました。

※1 文化芸術振興基本法

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、平成 13 年に制定された法律です。

*文化芸術振興基本法は【資料2】をご覧ください。

※2 横須賀市基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的方向を定める構想です。「横須賀市基本構想」は 2025 年（平成 37 年）を目標として、目指すべき都市像を「国際海の手文化都市」とし、その実現のためのまちづくりに関する基本戦略、基本条件、政策の目標及び推進姿勢を定めています（平成 9 年 3 月 25 日議決）。

第1章-2 計画の期間・進行管理

(1) 計画の期間

平成26年度(2014年度)から平成33年度(2021年度)までの8年間とします。

■ 計画期間を8年とするのは

文化は、世代を超えて受け継がれていくものです。

よって、長期的視点に立ち、文化の振興を推進していかなければなりません。

また、市の基本計画との整合性を図る必要もあるため、市の基本計画の最終年度に合わせた計画期間とします。

しかし、一方で、今後の社会状況等の変化に柔軟に対応していくことも求められています。このことを踏まえ、この計画は、市の実施計画（平成26年度から平成29年度）との整合も考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の進行管理

■ 進行管理に当たっては

進行管理においては、文化行政推進会議^{※3}の専門分科会（文化振興基本計画推進専門分科会）で、主要施策の取り組み状況について、毎年度、実績と予定を確認するとともに、様々な取り組みを連携させることや、今後どのような取り組みを行っていくべきかなどについても検討し、文化振興審議会等に報告していきます。

※3 文化行政推進会議

文化行政推進会議設置規程で設置される横須賀市の庁内組織で、文化行政の総合的な企画、調整及び推進を行う。会議は、市長、副市長、上下水道局長、教育長、部長（消防局長、市議会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長を含む。）及び市長の指定する職員をもって組織する。委員長は市長をもって充て、会議には総合的文化課題を検討するため、文化振興基本計画推進の専門分科会を置く。

第1章-3 計画の策定体制

庁内に設けた「文化振興基本計画推進専門分科会」での検討や、全部局を対象とした意見照会、「文化振興基本計画市民説明会」での意見聴取および「横須賀市文化振興審議会」への諮問、パブリック・コメント手続などを踏まえ、計画を策定しました。

(1) 文化振興基本計画推進専門分科会

「文化行政推進会議」の専門分科会である「文化振興基本計画推進専門分科会」で、文化振興施策を先導的に推進していく関係各課により、計画改訂の具体的な内容を検討しました。

【開催回数 4回】

(2) 横須賀市文化振興審議会

文化振興条例の規定に基づき設置している審議会において、計画の改訂に際し、有識者の立場から広くご意見をいただきました。

また、市長から文化振興基本計画改訂についての諮問を受けて、審議を行い、答申をしました。

【開催回数 5回】

(3) 文化振興基本計画市民説明会

日頃さまざまな文化活動をされている方々を含め、市民の方々から直接、計画改訂にかかる意見を聞く「文化振興基本計画市民説明会」を開催しました。

【開催回数 1回・参加者数 19名】

(4) パブリック・コメント手続の実施

広く市民の皆さんのご意見をいただくため、文化振興基本計画改訂素案に対するパブリック・コメント手続を実施しました。

【提出意見 2件】

— 第2章 —
計画の基本的な考え方

1 文化の振興を取り巻く状況

2 文化の振興の基本的な考え方

3 文化の振興の重点項目

第2章-1 文化の振興を取り巻く状況

本市が改正前の文化振興条例を制定した昭和60年や文化振興条例を改正した平成19年と比較し、文化の振興を取り巻く社会状況は変化しています。

また、文化の担い手である市民の皆さんも、文化についてさまざまな意見をお持ちです。計画の策定に際しては、これらを踏まえ検討を行いました。

(1) 取り巻く状況の変化

① 少子化、高齢化がさらに進んでいます。

少子化は…

本市における0歳から14歳の年少人口は、昭和60年には約8万8千人、総人口の約20.5%でしたが、平成24年には約5万3千人、総人口の約12.4%にまで減少しています。この傾向はさらに続き、本計画の終了年度の平成33年には約3万9千人と4万人を切り、総人口に占める割合も10%程度に減少すると予測しています。

子どもたちは、次世代の文化の担い手です。その子どもたちの数が減少していることは、文化の振興にとっては大きな課題です。子どもたちが、これまでよりも、さらに文化に目を向けるよう働き掛けをしていく必要があります。

高齢化は…

本市における65歳以上の高齢人口も、昭和60年には約4万1千人、総人口の約9.4%でしたが、平成24年には約10万7千人、総人口の約25.3%にまで増加しています。将来的には、平成33年には約12万人、総人口に占める割合も30%を超えると予測しています。

高齢者の方々は、これまでも、文化の担い手として大きな役割を果たしてこられました。今後も、豊かな知識や経験を、さらに文化の振興に活かしていただくために、文化に関する情報や文化活動の機会などを充実させ、より文化に関心を向けていただけるよう取り組んでいく必要があります。また、心身ともに健康を保ち、生涯現役として生活を送ることができるよう、文化芸術活動に取り組むことができる環境を整える必要があります。

② 人口が減少し始めました。

昭和60年に約43万人であった本市の人口は、平成19年は、ほぼ同数を維持していましたが、全国的に人口の減少が始まり、本市でも平成15年から出生数が死亡数を下回る自然減の状況が続いています。人口の減少は今後も続き、平成33年には40万人を割っ

て、39万人程度になると予測しています。

このように、人口が減少すると予想される状況下で、都市活力を維持していくため、定住人口増加のための方策をさぐるとともに、仕事や勉学、観光、買い物など、さまざまな目的で市外から訪れる交流人口の増加を図っていくことが求められており、文化の振興もその一翼を担っています。

【表1】年齢3区分別人口

(単位:人)

	昭和60年	平成19年	平成24年	平成33年
	10月1日現在 住民基本台帳人口	10月1日現在 住民基本台帳人口	10月1日現在 住民基本台帳人口	都市政策研究所作成 将来推計人口 (平成20年1月推計)
総人口	429,913	429,404	423,864	390,106
年少人口 (0~14歳)	88,264 20.5%	54,965 12.8%	52,709 12.43%	39,869 10.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	301,106 70.0%	277,305 64.6%	264,001 62.28%	229,924 58.9%
高齢人口 (65歳以上)	40,543 9.4%	97,134 22.6%	107,154 25.28%	120,313 30.9%

※構成率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

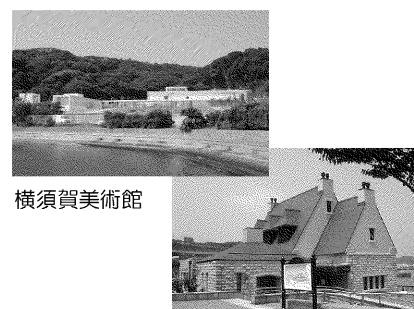
③ 文化活動の場の活用促進が求められています。

文化活動の場については、昭和60年の改正前の文化振興条例制定後、横須賀芸術劇場や生涯学習センター、横須賀美術館などの公共施設の整備が進みました。

今後は、これらの施設を市民の皆さんに、より一層利用していただけるような取り組みを充実させていく必要があります。そのため、いくつかの施設では、指定管理者制度を導入して、民間事業者等のノウハウを活用した効果的な管理運営を行っています。

【表2】昭和60年以降に竣工した公共施設の主なもの

勤労福祉会館(ヴェルクよこすか)	平成3年
総合福祉会館	平成5年
横須賀芸術劇場	平成6年
生涯学習センター(まなびかん)	平成13年
ヴェルニー記念館	平成14年
横須賀美術館	平成19年



横須賀美術館

ヴェルニー記念館

④ 市民協働によるまちづくりが行われています。

横須賀市基本構想では、「市民協働によるまちづくり」をまちづくりの推進姿勢として位置付け、さらに、横須賀市市民協働推進条例^{※4}(平成13年横須賀市条例第3号)を制定するなど、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進しています。

⑤ 文化芸術振興基本法や劇場法が制定されました(国の法整備)。

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、平成 13 年に文化芸術振興基本法が制定されました。

このなかで、それぞれの地方公共団体が地域の特性に応じた文化施策を策定し、実施することが責務として規定されています(第4条、第35条)。

本市では、文化芸術振興基本法が制定される以前の昭和 60 年に旧文化振興条例を制定し、文化の振興に取り組んでいましたが、この法律の制定を一つの契機として、文化振興条例の改正を行いました。

また、平成 24 年には劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)が制定されました。

文化芸術振興基本法

第4条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第35条(地方公共団体の施策)

地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

第7条(地方公共団体の役割)

地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

⑥ 文化芸術の持つ力が再認識されています。

文化芸術は、市民の方々を元気にする力を持っています。

東日本大震災直後から文化芸術活動によるチャリティーの催しなどが数多く実施され、それらを通じて、生きる力と勇気、希望がもたらされました。これを契機に、文化芸術の持つ力が再認識されています。

(2) 文化に関する市民の皆さんの意識

① 総合計画市民アンケートについて

ア 総合計画市民アンケートの実施概要

「国際海の手文化都市」の実現に向け、横須賀市基本計画^{※5}、実施計画の着実な推進を図るため、「本市の魅力」や「政策・施策」などに対する市民の皆さんの実感を把握するアンケート調査を実施し、その中で芸術・文化への関わりや取り組みへの考えについて伺いました。

平成 24 年度総合計画市民アンケート
時 期：平成 25 年 1 月から 2 月
対 象：15 歳以上の市民 2,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）
方 法：郵送による発送・回収
回収率：47.3%（配布 2,000 件、回収 945 件）

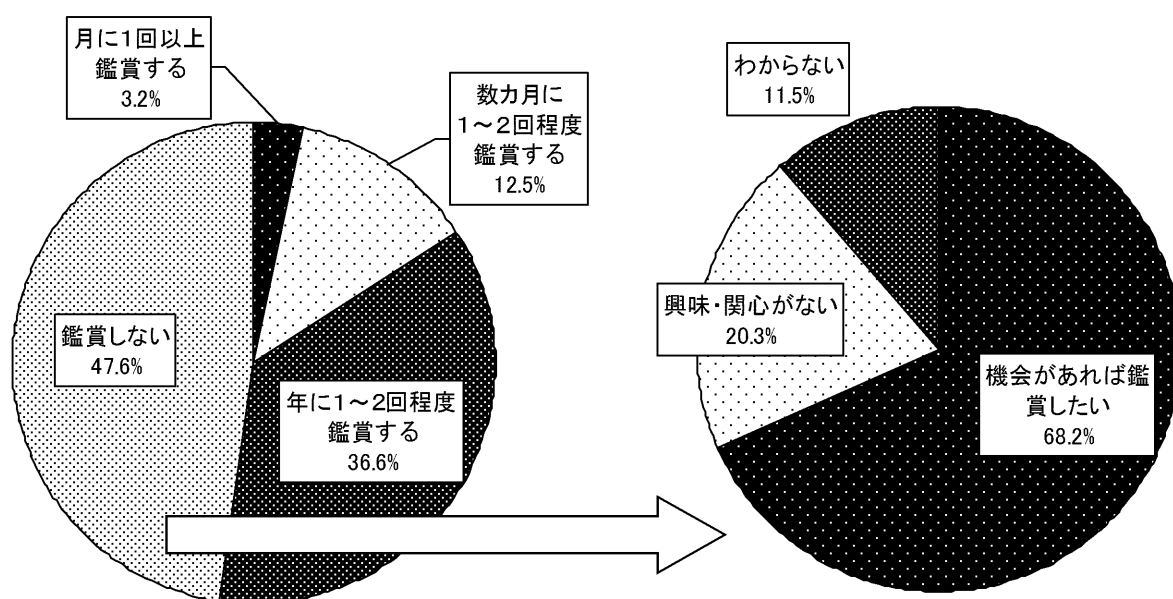
イ 結果の概要

『公演や展覧会などの鑑賞の機会について』の設問中、「年に1～2回程度鑑賞する」が36.6%、次いで「数か月に1～2回程度鑑賞する」が12.5%となっています。

同設問中、「鑑賞しない」が47.6%となっていますが、そのうち68.2%が「機会があれば鑑賞したい」としています。

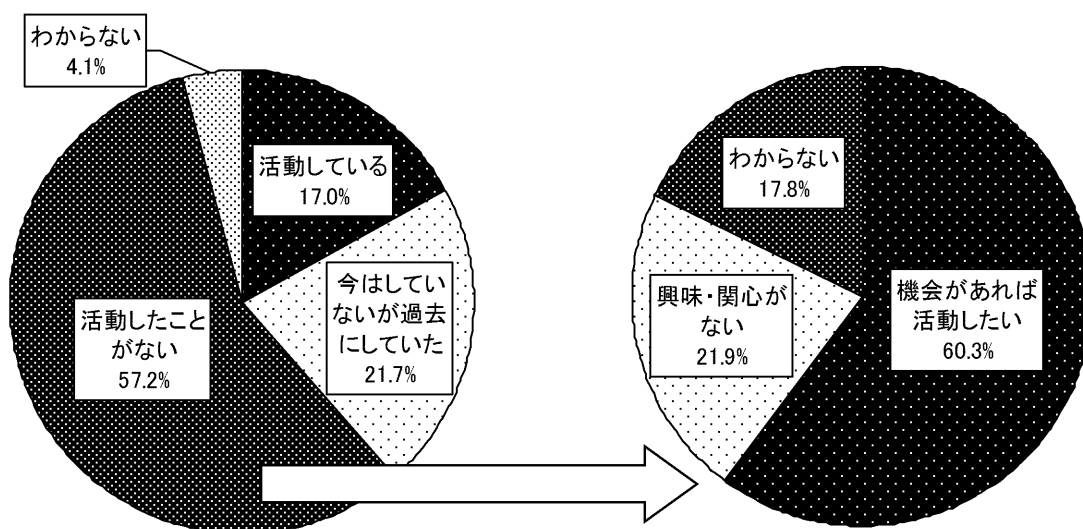
このことから、公演や展覧会の鑑賞の機会に代表される文化・芸術への関心は相当高いことがうかがえます。

『公演や展覧会などの鑑賞の機会について』



『文化芸術活動の状況について』の設問中、「活動している」が17.0%、「今はしていないが過去にしていた」が21.7%、「活動したことがない」が57.2%となっており、「活動している」以外の方の60.3%が「機会があれば活動したい」としています。このことから、多くの方が文化芸術活動に対する意欲をお持ちだとうかがえます。

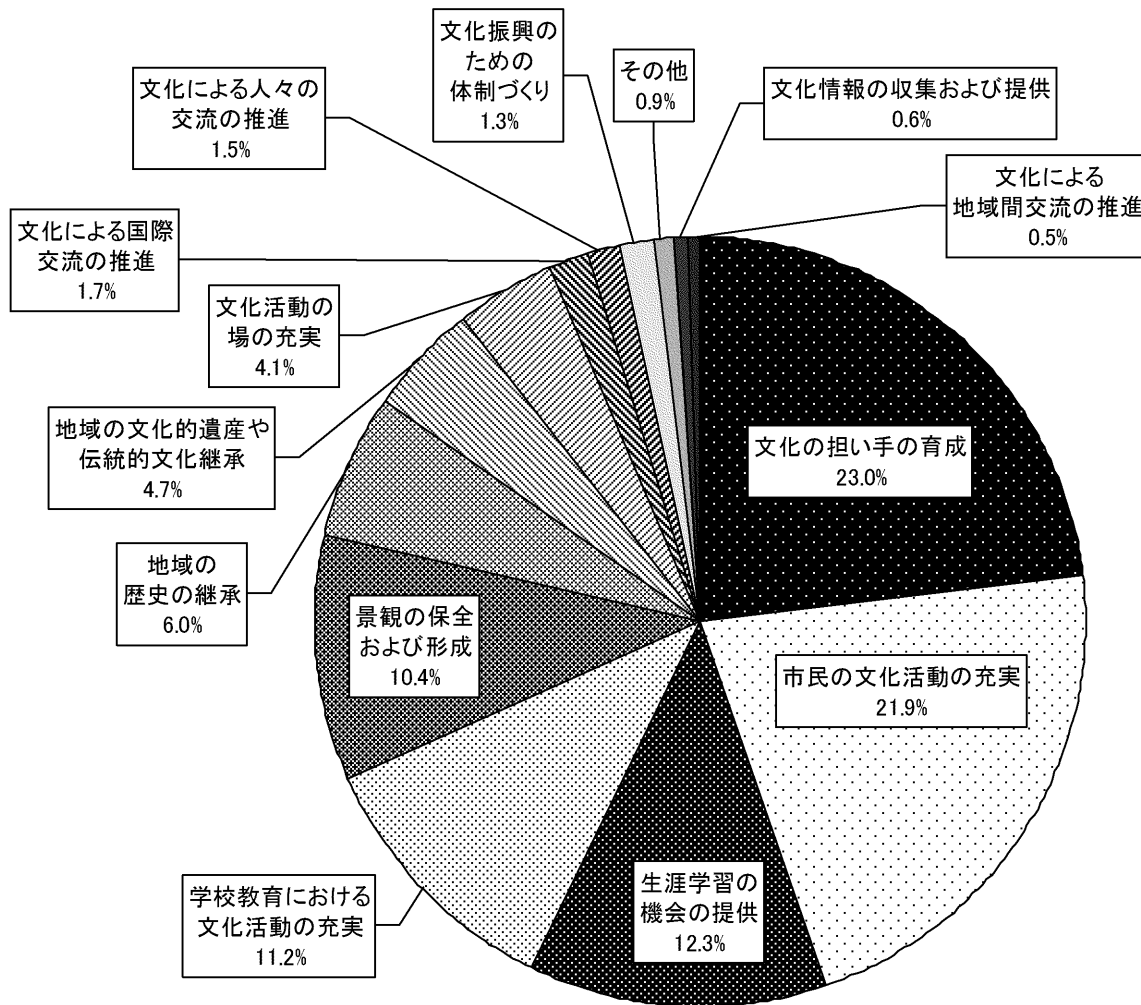
『文化芸術活動の状況について』



『横須賀の文化を豊かにするために必要な取り組みについて』の設問中、次のことが特に必要とされています。(3つまで複数回答、1番目に選ばれた割合)

- 「文化の担い手の育成」(23.0%) (子どもたちが文化に親しむ機会の提供など)
- 「市民の文化活動の充実」(21.9%) (文化活動への支援、鑑賞の機会の提供など)
- 「生涯学習の機会の提供」(12.3%) (講座の開催や情報提供など)
- 「学校教育における文化活動の充実」(11.2%)
- 「景観の保全および形成」(10.4%) (豊かな自然や歴史的環境の保全、街並みづくりなど)
- 「地域の歴史の継承」(6.0%) (地域の歴史の研究、掘り起こしや紹介など)
- 「地域の文化的遺産や伝統文化の継承」(4.7%) (遺産や伝統の保存、親しむ機会提供など)
- 「文化活動の場の充実」(4.1%)

『横須賀の文化を豊かにするために必要な取り組みについて』



② 市民説明会および横須賀市文化振興審議会

ア 市民説明会・文化振興審議会

計画の改訂に際し、日頃さまざまな文化活動で活躍されている方々や市民の方々による説明会を開催し、意見を伺ったほか、文化振興審議会においても有識者の立場からの意見をいただきました(「第1章-3 計画の策定体制」参照)。

イ おもな意見

- ・事業の実施に際しては、新たに文化活動に取り組む人だけでなく、以前から文化活動に取り組んでいる人にも目を向けて欲しい。
- ・一読して理解できるように、分かりやすい構成・章立てにして欲しい。
- ・文化振興基本計画の策定に際しては、横須賀市が策定している他の計画との整合性

を図って欲しい。

- ・子どもや高齢者だけでなく、10代後半から20代の若い世代へのはたらきかけも計画に盛り込んで欲しい。
- ・「文化」は、数値では表しにくいものであり、目標設定については、単純に数値で示すのではなく、方向性を示すようなものがよい。
- ・「広く市域全体の歴史・文化」のみならず、「市民の皆さんが住む身近な地域で、かつ近い過去の歴史・文化」にも光を当てて欲しい。

※4 横須賀市市民協働推進条例

市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とし、平成13年に制定しました。

※5 横須賀市基本計画

基本計画は、「基本構想」を実現するための基本的な政策目標及び施策を体系的に示す計画です。この基本計画は「横須賀市基本構想」が目標とするおおむね30年間のうち、後半部分を担う計画として、2011年度（平成23年度）から2021年度（平成33年度）を計画期間としています。

- まちづくり政策の目標
- 1 いきいきとした交流が広がるまち
 - 2 海と緑を生かした活気あふれるまち
 - 3 個性豊かな人と文化が育つまち
 - 4 健康でやさしい心のふれあうまち
 - 5 安全で快適に暮らせるまち

第2章-2 文化の振興の基本的な考え方

文化振興基本計画は、平成 19 年4月に施行した文化振興条例の規定に基づき策定するものです。文化の振興の基本的な考え方は、文化振興条例をよりどころとしており、文化振興条例の考え方が、この計画での考え方となります。

(1) 文化のとらえ方

■ 広義としての文化

文化のとらえ方は多様ですが、文化芸術振興基本法の規定により定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針」^{※6}での定義に基づき、広義には「およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのこと」ととらえます。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）より

最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。

■ 条例で対象とする文化

条例では、対象とする文化について、文化芸術振興基本法に規定されている、芸術、伝統芸能、生活文化、文化財などの分野を中心として、「心豊かで潤いと活力のある地域社会の実現に寄与する人々の営みすべて」を包括するものとしします。

(2) 文化の意義

条例では、文化の意義を「市民の生活に心の豊かさや潤いをもたらすものであり、活力のある地域社会を形成する上で必要不可欠なもの」ととらえます。

(3) 文化の振興

文化の振興とは、文化を継承し、発展させ、創造していくことです。

- ・文化の継承：受け継いだ文化（歴史・伝統など）を保護し、引き継いでいくこと。
- ・文化の発展：文化を育成し、普及すること。
- ・文化の創造：新たな文化をつくり出すこと。

(4) 文化の振興の基本理念

文化の振興に当たり、これまでも心掛けてきたことのうち、特に配慮しなければならない事柄を基本理念として位置付けます。

i) 市民の自主性・創造性の尊重

文化の担い手である市民の皆さんの自主性と創造性を尊重します。

ii) 文化の鑑賞・表現・文化活動への参加の機会などの充実

文化の鑑賞などの受動的側面と、文化の表現・文化活動への参加などの能動的側面の

両方の機会の充実を図ります。

iii) 文化の担い手の育成

今後、さらに重要性が高まっていく文化の担い手の育成を図ります。

iv) 文化の保護

文化は多様であり、多様な文化の共存が文化の幅を広げ、その厚みを加えていることから、多様な文化を保護します。

v) 地域文化の振興

本市の歴史や地域性を生かし、特色ある文化の振興を図ります。

vi) 文化による交流の推進

文化による国際交流、地域間交流や人々のさまざまな交流を図ります。

vii) 市民意見の尊重

文化の担い手である市民の皆さんの自主性と創造性を尊重するため、広く市民意見を聴取します。

(5) 文化活動

広義には、文化の振興（前記(3)）にかかわる活動ですが、条例では、表現・発表、参加・交流、鑑賞・学習などの活動を指すものとしています。

(6) 文化の担い手

■ 文化の担い手は市民と市

文化の担い手は市民の皆さんと市であり、それぞれが協働して文化を振興していきます。文化活動の主役は市民の皆さんであり、市民の文化活動を促進するため、環境を整え、土壌づくりを行うのが市の役割と責務です。

■ 文化活動を目的とした来訪者も市民に位置付け

地域の活力を培っていくため、文化による交流を推進するとの観点から、文化活動を目的とした市外からの来訪者も、文化の担い手である市民としています。

- ・市民……本市に在住、在勤、在学する方々
市内の法人、市内で活動するその他の団体
- ・来訪者……文化活動を目的とした市外からの来訪者
(表現・発表) イベントへの出場者など。
(参加・交流) 地域間交流や観光での来訪者など。
(鑑賞・学習) 芸術劇場・美術館など文化施設への来訪者、文化団体の市外在住会員など。

※6 文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術振興基本法第7条第1項の規定に基づき、おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定められるものです。基本方針の第1で「文化芸術振興の基本理念」として、文化芸術振興の意義及び文化芸術振興に当たっての基本的視点を示した上で、その基本理念の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)を第2で、基本的施策を第3で、それぞれ定めています。平成23年に第3次基本方針が閣議決定されています。

第2章-3 文化の振興の重点項目

文化の振興の目指すところは、文化振興条例に掲げた目的である「心豊かで潤いと活力のある横須賀」を文化の側面で実現することです。

文化振興基本計画では、この実現に向けて、本市の少子高齢化の状況、文化活動に対する市民の意識を踏まえた上で、健康、福祉、環境、経済、教育などの本市の様々な施策と連携を取りながら、次の3つに重点を置き、文化の振興に取り組んでいきます。

その1 文化の担い手の育成

本市でも、少子高齢化の傾向が進んでいます(「第2章-1 文化の振興を取り巻く状況」参照)。

文化の担い手は、すべての市民の皆さんですが、文化の次世代への継承という観点から、子どもたち一人ひとりが文化の担い手として育っていくよう、文化にふれる機会の充実を学校教育との連携も踏まえて図っていきます。

また、高齢者の方々が、文化を通じて心身ともに健康を維持し、その豊かな知識や経験を文化の振興に活かしていただくために、文化に関する活動の環境を整え、知識や経験を発揮する土壌づくりを図っていきます。

併せて、多くの市民の皆さんが文化への関心を持ち、文化の担い手として活動を進めるための取り組みを推進していきます。

その2 文化の次世代への継承

文化の振興を図っていく上では、文化を引き継いでいかなければなりません。

地域の歴史、文化的遺産、伝統的文化、海や緑の自然や歴史的景観などは、私たちが次の世代に伝えていかなければ、途絶え、消えていってしまいます。これらの私たちの貴重な財産を、これからの世代に引き継ぐためには、歴史の掘り起こし、文化財などの保存、自然や景観の保全が大切です。

そこで、近代歴史遺産の活用、文化財の保護、地域に伝わる文化の継承はもとより、豊かな海などの自然や歴史的な景観の保全やさまざまな分野における人々の営みの成果としてとらえられる広い意味での文化の継承を進める取り組みを充実させていきます。

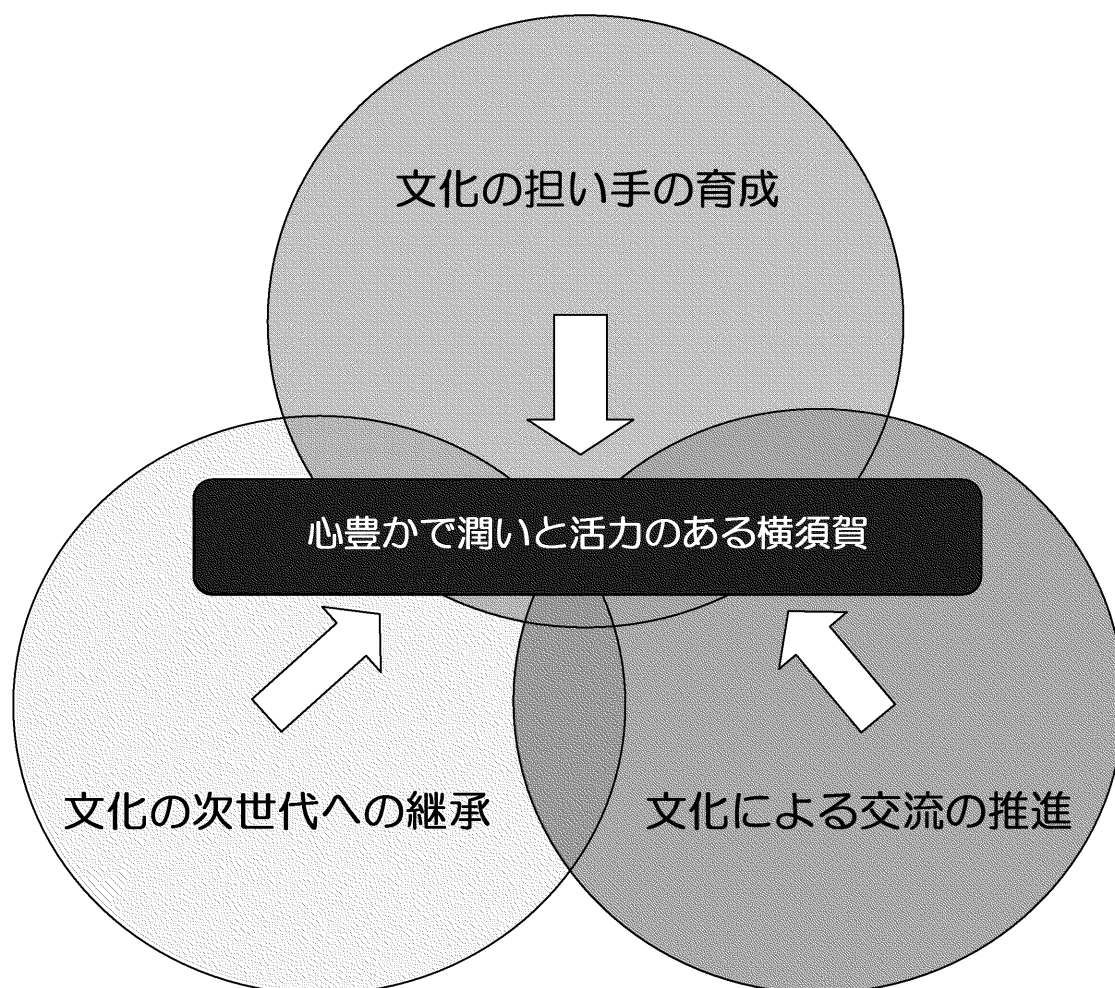
また、地域の文化に親しむことは、郷土を愛する心をはぐくみ、連帯感を醸し出します。このような思いは、これからの横須賀のまちづくりへの大きな力となっていきます。

その3 文化による交流の推進

人口の減少が進む中、都市活力を維持向上させるために、交流人口をいかに増加させるかが重要となってきています。

文化は、経済活動や観光などの交流の拡大に向けての大きな潜在力を持っています。同時に、交流が盛んになることで文化活動のすそ野が一層広がり、質的水準の向上が連鎖的に期待できることから、文化による交流を推進することで、地域の活力を培っていきます。

また、交流を推進するためにも文化に関する情報提供（発信）を積極的に進めます。



— 第3章 —
文化振興施策

1 文化振興施策体系

2 文化振興施策体系の構成

3 文化の振興の指標

第3章-1 文化振興施策体系

目指すところ	心豊かで潤いと活力のある横須賀
--------	-----------------

施策	施策の方向	施策の展開
I はぐくむ	【文化の担い手の育成】	
	1 市民の文化活動の充実	(1) 市民の文化活動を支援します
		(2) 優れた芸術文化に親しむ機会を提供します
		(3) 身近なところで様々な文化活動ができる場を提供します
		(4) 障害者の文化活動を支援します
		(5) 文化活動に貢献した市民を表彰します
		(6) 文化に関する市民の声を反映します
	2 生涯学習の機会の提供	(1) 生涯学習を進める講座等を行います
		(2) 生涯学習に関する情報を提供します
	3 学校教育における文化活動の充実	(1) 芸術鑑賞や文化的創作活動・表現活動の機会を提供します
		(2) 多文化共生社会に適應できる国際教育を行います
		(3) 地域の教育力を活かします
	4 明日の文化の担い手の育成	(1) 子どもたちが文化に親しむ機会を提供します
(2) 芸術家、芸術団体や地域の文化活動のリーダーなどを育成します		
II つたえる	【文化の次世代への継承】	
	1 郷土の歴史や文化的遺産の継承	(1) 郷土の歴史や文化的遺産の掘り起こし、普及や保全・伝承を行います
		(2) 郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介します
	2 地域の身近な歴史や文化の継承	(1) 地域の身近な歴史や文化を再発見し、未来に伝えます
		(2) 地域の身近な歴史や文化に親しむ機会を提供します
	3 景観の保全および形成	(1) 豊かな自然や歴史的環境と調和した潤いのある景観を保全します
(2) 個性的で美しい街並みづくりなど魅力ある景観をつくります		
III ひろげる	【文化による交流の推進】	
	1 文化情報の収集および提供	(1) 文化活動に関する情報を収集し、提供します
	2 文化による国際交流の推進	(1) 市民の国際文化交流を支援します
		(2) 姉妹都市などとの国際文化交流を行います
	3 文化による地域間交流の推進	(1) 友好都市などとの文化交流を行います
	4 文化による人々の交流の推進	(1) 文化資源を再認識し、活かします
		(2) 文化を活かした観光や産業を振興します

第3章-2 文化振興施策体系の構成

1 施策体系の構成

(1) 施策

文化の振興を取り巻く状況の変化や、本市の交流人口増加の取り組みなどを踏まえ、「文化の担い手の育成」「文化の次世代への継承」「文化による交流の推進」の3つに重点をおき、文化の振興に取り組んでいくこととしています（「第2章-3文化の振興の重点項目」参照）。

これらに基づき、施策体系では、『施策』の柱を、重点3項目を表現する「はぐくむ」「つたえる」「ひろげる」の3本としています。

施策の体系を明らかにするという計画策定の目的上、柱立てをしていますが、各施策が個別に機能するのではなく、「はぐくみ」ながら「つたえ」たり、「つたえ」ながら「ひろげ」たり、複合的にかかわり合いを持たせながら文化の振興を図っていくということが、基本的な考え方です。

(2) 施策の方向

文化振興条例では、第2条で、文化の振興のために特に配慮しなければならない事柄を基本理念として明らかにし、それらを具現化するために市が取り組むべき基本的な施策の方向性を第5条から第11条に位置付けています。

このことから、施策体系の『施策の方向』は、これらの条項の規定で構成してします。

(3) 施策の展開

『施策の展開』は、施策の方向を実現するために繰り広げる取り組みです。

ここには、施策を展開するために、現在取り組んでいることや、今後実施を検討する代表的な取り組みを例示しています。

なお、文化は多くの領域を包括していることから、1つの取り組みでも多くの側面を備えています。よって、複数の『施策の展開』に該当する取り組みもあります。

2 施策の方向の考え方と具体的な展開（取り組み例）

I はぐくむ ～文化の担い手の育成～

1 市民の文化活動の充実

【第5条・第7条第1項・第10条】

（芸術等の振興）

第5条 市は、芸術、伝統芸能、生活文化等の各分野の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（市民の文化活動の充実）

第7条 市は、青少年、高齢者、障害者等、広く市民が行う文化の振興に関わる活動（以下「文化活動」という。）の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化活動の場の充実）

第10条 市は、公共施設を文化活動の場としての活用を図るとともに、施設の充実に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

文化活動は、個人それぞれが創造性を発揮し、表現し、自己を高めようとする自主的な営みであり、主役は市民の皆さん一人ひとりです。

市民の皆さんが、心豊かで潤いのある生活を送れるよう、文化活動に主体的に参加したり、優れた芸術文化に親しむ機会の充実を図るとともに、様々な文化活動ができる場の提供にも努めます。

高校生・大学生等の若い世代、子育て世代や働き盛りの世代などの鑑賞や文化活動への参加の機会が少ない市民の皆さんに、文化活動の機会と場を提供するとともに、障害者の方々が積極的に文化芸術活動に参加できる環境を整える取り組みを進めます。

また、市民の文化活動への理解を深めるために、文化の振興に寄与した方々や団体など、顕著な成果を収めた方々を顕彰するとともに、文化に関する市民の声を反映することにより、市民の文化活動の促進を図ります。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 市民の文化活動を支援します

○市民文化祭などの開催

*市民文化祭 *市民合唱のつどい *市民音楽のつどい
*組曲「横須賀」演奏会 *カジュアル・コンサート

○文化活動のコーディネートの実施

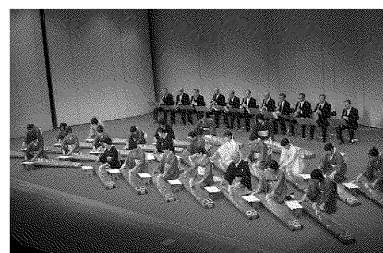
○インターネットギャラリーの開設

○市民が行う文化事業に対する後援などの支援

(2) 優れた芸術文化に親しむ機会を提供します

○芸術劇場における自主公演事業の実施

○美術館展覧会の開催



市民文化祭

(3) 身近なところで様々な文化活動ができる場を提供します

- 学校施設の開放
 - *和室・学校図書館など、養護学校施設
- 公共施設を活用したミニコンサートの開催
- 市役所展示コーナーなどでの作品紹介
- 美術館などでのワークショップ等の開催



市役所でのミニコンサート

(4) 障害者の文化活動を支援します

- 障害者を対象とした音楽教室・創作教室の開催
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 障害者を対象とした美術館ワークショップなどの開催

(5) 文化活動に貢献した市民を表彰します

- 後援行事などにおける市長賞の授与
- 市民表彰での顕彰

(6) 文化に関する市民の声を反映します

- 横須賀市文化振興審議会の運営
- パブリックコメント手続の活用

2 生涯学習の機会の提供

【第7条第2項】

(市民の文化活動の充実)

第7条

2 市は、生涯学習が文化の振興を支える重要な活動ととらえ、市民に学習の機会を提供するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

生涯を通じての学びと文化活動は密接な関係にあり、生涯学習は文化の振興を支える要素の一つとなっていることから、さまざまな文化活動との連携を図り、生涯学習を推進します。特に高齢者の方々が、文化を通じて心身ともに健康を維持し、その豊かな知識や経験を文化の振興に活かしていただくための土壌づくりを進めます。

また、生涯学習活動のすそ野を広げるため、各種講座の情報提供を充実させます。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 生涯学習を進める講座等を行います

- コミュニティセンターでの学級・講座等の開催
- 高齢者の生きがい講座ほか多様な講座の開催
- 生涯学習センター指定管理者による市民大学講座などの各種講座の開催
- 学習成果の地域活用事業の実施
 - *学んだ知識や技術を地域に活かすための研修会などの実施

- (2) 生涯学習に関する情報を提供します
 - まなびかんニュースの発行
 - 生涯学習センターホームページの管理運営
 - 学習相談の実施

3 学校教育における文化活動の充実

【第7条第3項】

(市民の文化活動の充実)

第7条

3 市は、学校教育における文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

学校においては、教育活動の中で、子どもたちが感性を働かせて、創造的にかかわることができるような文化活動を計画・実施すること、それぞれの児童生徒に対応した文化活動への参加の機会を設定し活用すること、授業の中でさまざまな文化を理解し尊重する態度を養うことが重要です。

優れた芸術文化に触れるという受動的側面と、文化活動への参加・表現などの能動的側面にかかわる取り組みを進めます。

また、多文化共生社会での文化の担い手を育成するため、国際教育や外国語教育の充実を図ります。

郷土の文化や歴史を愛する心の育成をさらに図ることや、生涯学習との連携をさらにすすめ、ボランティアの方々のご協力をいただくなど、文化を通じた世代間交流の推進も図ります。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 芸術鑑賞や文化的創作活動・表現活動の機会を提供します

- 芸術鑑賞会の開催
 - *オーケストラ鑑賞会
 - *美術作品鑑賞会
- 児童生徒書写作品展・造形作品展の開催
- 中学校演劇発表会・吹奏楽発表会の開催
- 美術館・博物館と学校教育の連携

(2) 多文化共生社会に適應できる国際教育を行います

- 外国人英語教員の活用
- 国際コミュニケーション能力の育成
- 横須賀総合高等学校の生徒と海外高校生との交流の推進

(3) 地域の教育力を活かします

- 学校教育支援ボランティアの協力
- 伝統行事や産業（キャリア教育）の授業、教育活動充実のための地域人材活用など

(芸術等の振興)

第5条 市は、芸術、伝統芸能、生活文化等の各分野の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の文化活動を担っていく人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

次世代育成は、文化の継承において、とても重要な課題です。少子化が進む中、未来の文化を担う子どもたちの育成に取り組む必要があります。

一方、文化は、子どもたちの感性や創造性を育むという大きな役割も担っています。

そこで、子どもたちが文化に親しみ、その優れた価値や楽しさを理解する取り組みや、子どもたちが、さまざまな文化活動を体験する機会を充実させるほか、新人芸術家の発掘・育成、さらに文化の基盤をなす国語力を高める取り組みを進めます。

また、文化を盛んにし、質を高めるとともに、文化の伝承の担い手としての文化活動をリードする芸術家、芸術団体や地域での活動のリーダーの育成にも力を入れていかなければなりません。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 子どもたちが文化に親しむ機会を提供します

- 子どものための親子コンサートの開催
- 伝統芸能ワークショップの開催
- 子ども向け文化情報提供の充実
- 子どもの読書活動の推進
 - *ブックスタートパックの配付と読み聞かせの実施
 - *ブックリストの配付
 - *読書に親しむきっかけ、楽しさを知るイベントの実施
 - *児童サービス関連の講座等の開催

○小冊子「子ども向け横須賀にゆかりの歴史上の人物」の発行

(2) 芸術家、芸術団体や地域の文化活動のリーダーなどを育成します

- 芸術劇場合唱団などの育成
- 「フレッシュ・アーティスト from ヨコスカ」リサイタルシリーズの実施など若手演奏家の発掘・支援
- 学習成果の地域活用事業の実施〔再掲〕
 - *Yokosukaまなび情報登録講師の知識や技術を地域に活かすための研修会などの実施
- 横須賀出身の芸術家などへの支援



伝統芸能ワークショップ
「日本舞踊に学ぶ『和』の作法」

Ⅱ つたえる ～文化の次世代への継承～

1 郷土の歴史や文化的遺産の継承

【第6条・第12条】

(地域文化の振興)

第6条 市は、歴史、文化的遺産及び伝統的文化が将来にわたり継承され、活用されるように、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第12条 市長は、別に法令等に定めがあるものを除き、文化の振興に資すると認められるものを、市民文化資産として指定することができる。

2 指定を受けた市民文化資産は、保存に努めるとともに、可能な限り公開及び活用を図り、又は伝承に心掛けるなど文化の振興に資するよう努めるものとする。

■考え方

横須賀は、神話の時代からその名を残し、鎌倉時代の三浦一族の活躍、青い目のサムライ・三浦按針（ウィリアム・アダムズ）との関わり、開国期の海防の拠点とペリー来航の地、旧横須賀製鉄所開設による近代産業の発祥の地など様々な歴史を持っています。

また、文化財、市民文化資産や近代歴史遺産などの文化的遺産は、長い歴史の中ではぐくまれ、守られ、引き継がれてきた郷土の財産であり、将来にわたって継承し、活用を図っていかねばならないものです。

これらの郷土の歴史や文化的遺産を掘り起こし、将来に向けて継承していくとともに、それらが市民の皆さんの誇りとなるよう、郷土の歴史や文化的遺産を普及する取り組みを進め、積極的に広報し活用していきます。

より多くの市民の皆さんが郷土の歴史や文化的遺産の継承に関心を持ち、かかわりが持てるよう、誰にも分かりやすく、歴史の継承や文化的遺産の活用に取り組みやすい機会の提供も図ります。

■具体的施策の展開（取り組み例）

(1) 郷土の歴史や文化的遺産の掘り起こし、普及や保全・伝承を行います

- 三浦一族・開国期の歴史に関する普及
- （仮称）軍港資料館の検討
- 近代歴史遺産の活用
 - *周遊ツアーの開催
 - *パネル展の開催
- 市民文化資産の指定
- ANJINプロジェクト（ゆかりの地との共同イベントの企画など）
- 重要文化財等の指定
- 文化財見学会の実施
- 自然・人文博物館での資史料および文化的遺産の収集・管理・保管
- 美術館での美術品の収集・管理・保管

(2) 郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介します

○横須賀にゆかりのある歴史上の人物紹介冊子の発行

○国際式典の開催

2 地域の身近な歴史や文化の継承

【第6条】

(地域文化の振興)

第6条 市は、歴史、文化的遺産及び伝統的文化が将来にわたり継承され、活用されるように、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

横須賀では、さまざまな歴史や文化が地域の中ではぐくまれてきました。

それらは、中世から近代にかけての歴史・伝統的文化から、戦後から現代にかけて各地域に誕生した新しい歴史・文化まで、多様な広がりを持っていますが、そうした各地域の身近な歴史・文化は、長い期間をかけて生まれ、守られ、引き継がれてきた地域の財産であり、将来にわたって継承し、活用を図っていかねばなりません。

これらの文化を保存・保護し、身近な歴史とともに未来へと継承していこうとする気運が高まるよう、地域の身近な歴史や文化に親しむ機会や、その研究成果の発表・普及の場を充実させます。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 地域の身近な歴史や文化を再発見し、未来に伝えます

○市民文化資産の指定〔再掲〕

○近代歴史遺産の活用〔再掲〕

*周遊ツアーの開催

*パネル展の開催

(2) 地域の身近な歴史や文化に親しむ機会を提供します

○地域の歴史紹介冊子（くりはま歴史絵本）の発行

○レンガドック活用イベントの開催

○エコ・ミュージアム猿島探訪の実施

○民俗芸能大会の開催



民俗芸能大会
「虎踊り」（神奈川県指定重要文化財）

(景観の保全及び形成)

第11条 市は、文化的視点に立ち、自然環境及び地域の歴史的景観の保全をし、並びに周囲と調和のとれた景観を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

市民の皆さんの文化活動を進める横須賀は、三方に広がる海や豊かな緑と調和した景観、地域の歴史的景観が豊富で、これらは潤いや安らぎをもたらすものであり、次の世代へ引き継ぎ、市民共有の財産として保全していかなければなりません。

良好な景観を構成する自然や街並み、周辺景観の核となる建物や樹木などを保全する取り組みや、個性的で美しい街並みをつくる取り組みを進めます。

そのために、緑豊かで地域の歴史や文化を活かした風格のある美しい都市景観を目指した景観施策を推進し、文化的な潤いと個性豊かな美しさを感じられるまちづくりを進めるとともに、自然の豊かな景観や歴史的景観に親しみ、関心を深める取り組みも進めます。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 豊かな自然や歴史的環境と調和した潤いのある景観を保全します

○緑地保全の取り組み

- *市街化区域樹林地保全支援の取り組み
- *近郊緑地保全区域に対する取り組み
- *風致地区の保全に対する取り組み

○里山的環境の保全・再生

○横須賀エコツアーの実施

○景観重要建造物および景観重要樹木の指定

○海辺環境の保全・再生

○港湾環境保全の取り組み

- *エコポートイベントの開催による啓発

(2) 個性的で美しい街並みづくりなど魅力ある景観をつくります

○花のボランティア協力による花壇の管理

○良好な街並み景観形成の推進

- *「横須賀市景観計画」に基づく良好な街並み景観形成の推進

○景観重要公共施設の指定



横須賀エコツアー



花のボランティア協力による花壇の管理

Ⅲ ひろげる ～文化による交流の推進～

1 文化情報の収集および提供

【第7条第4項】

(市民の文化活動の充実)

第7条

4 市は、市民の文化活動の充実に資する情報を収集し、及び提供するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

文化活動や文化による交流が活発になるよう、文化に関する情報を収集し、市民の皆さんに積極的に提供します。

市民の皆さんが文化芸術活動や交流のために、知りたい情報を入手しやすくするため、さまざまな媒体を活用した情報提供の取り組みを進めるとともに、交流を進めるためにSNS等の媒体の活用も図ります。

なお、インターネット等にはなじみが薄い市民の皆さん向けに、紙による情報提供も継続して行い、さまざまな世代に確実に情報が伝わるよう心がけます。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 文化活動に関する情報を収集し、提供します

- 文化に関するホームページの活用
- 広報よこすかの活用
- 横須賀市ホームページの活用
- フェイスブック・ツイッターなどSNSの活用
- 新聞、テレビ、ラジオ、地域情報紙などのメディアの活用

2 文化による国際交流の推進

【第8条第1項】

(文化による交流の推進)

第8条 市は、多くの外国人が居住し、かつ、国内外の様々な都市との歴史的ゆかり等を有する環境を生かし、文化を通じた国際交流及び地域間交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

横須賀は、ペリー来航の開国の地として知られるだけでなく、旧横須賀製鉄所が開設されたことにより、西洋からの近代文化をいち早く取り入れるとともに、米海軍基地がある街として国際性に富む土壌を有しています。

このような土壌を有する横須賀での文化による国際交流を推進し、多様な文化を認め合い、また自国の文化を再認識することで、相互理解と相互発展を進める取り組みを図ります。

そのために市民レベルでの国際交流を支援する取り組みや、姉妹都市をはじめとする海外の都市との交流などの取り組みを進めます。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 市民の国際文化交流を支援します

○文化交流の取り組み

* ジャパンフェスティバル * 日本文化紹介 * 国際ユースフォーラム

○国際交流員の採用

○多言語による生活情報冊子（Living in Yokosuka）の配布

○子どもを対象とした国際交流に関する情報提供の充実

(2) 姉妹都市などとの国際文化交流を行います

○姉妹都市との交流の推進

* 各姉妹都市企画の事業への参加・協力 * プレスト市との人材交流（職員相互交流）
* 交換学生派遣・受入事業

3 文化による地域間交流の推進

【第8条第1項】

（文化による交流の推進）

第8条 市は、多くの外国人が居住し、かつ、国内外の様々な都市との歴史的ゆかり等を有する環境を生かし、文化を通じた国際交流及び地域間交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

横須賀は、鎌倉時代に活躍した三浦一族や徳川幕府に影響を与えた三浦按針（ウイリアム・アダムズ）との関わり、そして開国期の海防の拠点として歴史上にその名を残しています。このことからわが国の様々な地域ともゆかりを持っています。

広域的な文化の振興を図るため、友好都市をはじめとする、これらの本市と歴史的にゆかりのある地域との文化による地域間交流を推進します。

また、友好都市や歴史的にゆかりのある地域に加えて、本市と地理的に関わりのある地域とも文化交流を推進していきます。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 友好都市などとの文化交流を行います

○近隣市町との文化交流の推進

* 三浦半島サミットでの連携

○友好都市などとの交流の推進

* 文化団体交流の推進 * 会津若松応援団や物産展などの支援

○ANJINプロジェクト（ゆかりの地との共同イベントの企画など）[再掲]

(文化による交流の推進)

第8条

2 市は、文化を地域発展のための資源として活用し、人々の交流の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

■考え方

文化はそれ自身が、人々のさまざまな交流を通じて一層の振興が図られるものであると同時に、直接的に横須賀を訪れる人々を増やし、まちを活性化させる役割の一端を担える可能性を持っています。

文化による交流を図るために、豊かな自然、農水産物や近代歴史遺産が語る歴史といった横須賀ならではの文化資源の掘り起こし、広報宣伝・活用により、文化を通じた観光・産業振興などの取り組みを進めます。

さらに、2020年の東京オリンピックの開催などにより、世界中から多くの人々が訪れることを契機と捉え、地域の文化資源の活用をさらに行い、横須賀の文化的魅力を高め、横須賀への来訪者の増加につながるような取り組みを充実させます。

■具体的な施策の展開（取り組み例）

(1) 文化資源を再認識し、活かします

- 近代歴史遺産の活用〔再掲〕
 - *周遊ツアーの開催
 - *パネル展の開催
- ここヨコホームページ^{*7}の活用
- 民泊体験（教育旅行の誘致）
- 地域観光行事・団体への助成・支援
- 文化紹介冊子や散策マップの発行・配布

(2) 文化を活かした観光や産業を振興します

- 10,000mプロムナード（うみかぜの路）の紹介
 - *リーフレットの発行
 - *案内板の設置
 - *拠点整備の連絡調整
- よこすか開国祭の開催
 - *開国花火大会
 - *開国Dancin'
 - *開国わいわい広場
- 日米親善よこすかスプリングフェスタの開催
- よこすかみこしパレードの開催
- 横須賀市観光協会の運営補助
 - *地域観光行事・団体への助成
 - *観光ボランティアガイドへの助成
- よこすか海軍カレー・スカジャンなどの横須賀グルメ・ファッション等への支援



10,000mプロムナード
(うみかぜの路)

- 「ドル旅」^{※8}など横須賀の中のアメリカを意識した取り組み
- メディアデスク^{※9}による情報提供
- 横須賀を題材にした映画等への支援
- 地産地消の推進

※7 ここヨコホームページ

横須賀集客促進実行委員会による横須賀市の観光情報を紹介するホームページ。正式名称は「ここはヨコスカ」。

※8 「ドル旅」

ドブ板通りを中心とした店舗にて、「円」だけでなく「ドル」を使って、支払いができる取り組み。

※9 メディアデスク

経済部商業観光課に設置されている部署。様々なマスメディアを使って、横須賀の情報を発信する。

第3章-3 文化の振興の指標

ここでは、文化の振興の施策体系に関連した指標を示し、その動向から今後の方向性を掲げました。今後の方向性は、文化は数値で判断することが難しいという観点から、絶対的な数値目標とせず、相対的な方向性（↗：向上、↔：維持）を示すこととします。

★の付した指標は、横須賀市基本計画の進行管理指標を表します。

I はぐくむ ～文化の担い手の育成～

1. 市民の文化活動の充実

指 標	市主催の文化事業の参加者数および入場者数 ★				
考 え 方	市民の文化活動を支援するために実施している各種文化事業（市民文化祭、市民音楽のつどい、市民合唱のつどいなど）の参加者数、入場者数で市民の皆さんが主体的に文化活動に参加できる機会や、優れた芸術に親しむ機会の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
27,288人	25,976人	28,357人	24,963人	25,321人	↗

指 標	市民が行う文化事業への共催・後援などの実施件数				
考 え 方	市民が行う文化事業に対して、市が共催・後援した件数で、市民の皆さんが主体的に文化活動に参加できる機会や、優れた芸術に親しむ機会の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
共催6件 後援31件	共催8件 後援33件	共催8件 後援27件	共催8件 後援35件	共催10件 後援29件	↗

指 標	横須賀芸術劇場稼働率および入場者数(大劇場・小劇場) ★				
考 え 方	横須賀芸術劇場（大劇場・小劇場）の稼働率および入場者数で、市民の皆さんが主体的に文化活動に参加できる機会や、優れた芸術に親しむ機会の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
大劇場 70.7% 182,126人	大劇場 76.1% 204,052人	大劇場 61.2% 147,108人	大劇場 66.2% 183,725人	大劇場 65.8% 189,989人	↗
小劇場 72.4% 46,585人	小劇場 70.6% 49,521人	小劇場 71.3% 52,956人	小劇場 72.1% 49,310人	小劇場 65.8% 43,891人	↗


指 標	文化会館・はまゆう会館稼働率および入場者数 ★				
考 え 方	文化会館(大ホール)、はまゆう会館(ホール)の稼働率および入場者数で市民の皆さんが主体的に文化活動に参加できる機会や、優れた芸術に親しむ機会の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
文化会館 (大ホール) 72.6% 120,030人	文化会館 (大ホール) 75.0% 124,619人	文化会館 (大ホール) 66.8% 112,413人	文化会館 (大ホール) 74.3% 122,943人	文化会館 (大ホール) 72.2% 114,778人	↗
はまゆう会館 (ホール) 55.3% 32,448人	はまゆう会館 (ホール) 63.0% 30,916人	はまゆう会館 (ホール) 59.9% 33,302人	はまゆう会館 (ホール) 57.6% 32,524人	はまゆう会館 (ホール) 60.3% 33,879人	


指 標	横須賀美術館美術展覧会観覧者数 ★				
考 え 方	展覧会の観覧者数から、優れた芸術に親しむ機会の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
106,520人	98,738人	100,033人	108,985人	97,535人	↗


指 標	障害者を対象とした音楽教室・創作教室の開催数と参加者数				
考 え 方	障害者を対象とした音楽教室・創作教室の開催数と参加者数により、障害者の皆さんが主体的に文化活動に参加できる機会や、優れた芸術に親しむ機会の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
延1,327人	延1,652人	延1,451人	延1,555人	延1,612人	⇒


指 標	障害者や高齢者を対象とした美術館ワークショップなどの開催回数				
考 え 方	障害者・高齢者を対象とした美術館ワークショップの開催数により、障害者・高齢者の皆さんが主体的に文化活動に参加できる機会や、優れた芸術に親しむ機会の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
延15回	延17回	延17回	延14回	延26回	⇒

2. 生涯学習の機会の提供

指 標	コミュニティセンターの利用率 ★				
考 え 方	地域の人々や各種団体が手軽に、そして多目的に利用できる地域コミュニティづくりの場として設けているコミュニティセンターの利用率（工芸室、広場を除く）で生涯学習機会と活躍の場の充実度を測ります。（全館の利用コマ数／全館の利用可能コマ数）				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
53.9%	55.6%	55.8%	52.3%	55.1%	

指 標	コミュニティセンターの定期講座、講習会、講演会の参加者数				
考 え 方	各コミュニティセンターの定期講座、講習会、講演会の参加者数により、文化の振興を支える要素の一つとなっている生涯学習環境の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
12,379人	13,505人	13,357人	14,923人	16,565人	

指 標	生涯学習センター利用者数 ★				
考 え 方	生涯学習センターの各室、図書室等を利用して生涯学習活動に参加する人数により、市民への多様な学習機会の提供と活躍の場の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
134,036人	136,233人	141,924人	135,331人	133,751人	

指 標	市民大学講座の受講者数				
考 え 方	市民大学講座の受講者数により、文化の振興を支える要素の一つとなっている生涯学習環境の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
3,419人	3,783人	4,224人	3,852人	4,384人	

3. 学校教育における文化活動の充実

指 標	芸術鑑賞会等の開催回数				
考 え 方	オーケストラなどの鑑賞会の開催回数により、学校教育の中で、文化に親しみ、その優れた価値や楽しさを理解するような取り組みの充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
6回	6回	3回	3回	3回	⇒

指 標	横須賀美術館の学校連携事業の開催回数				
考 え 方	芸術鑑賞会などの横須賀美術館の学校連携事業の開催回数により、文化に親しみ、その優れた価値や楽しさを理解するような取り組みの充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
115回	128回	140回	93回	99回	↗

指 標	市立高校の生徒と海外高校生との交流人数				
考 え 方	市立高校の海外への派遣人数、および市立高校への海外からの受け入れ人数により、国際教育や外国語教育の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
派遣2人 受け入れ24人	派遣2人 受け入れ19人	派遣21人 受け入れ4人	派遣0人 受け入れ0人	派遣20人 受け入れ15人	↗

4. 明日の文化の担い手の育成

指 標	親子コンサートの参加者数				
考 え 方	0歳～小学6年生までを対象としたオーケストラコンサートの参加者数により、子どもたちが文化に親しみ、その優れた価値や楽しさを理解するような取り組みの充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
359人	356人	1,227人 (→会場変更)	1,164人	1,038人	↗


指 標	子どもを対象とした美術館ワークショップなどの開催回数				
考 え 方	横須賀美術館で開催される子どもを対象としたワークショップ、親子ギャラリーツアー、講演会、鑑賞プログラムなどの開催回数により、子どもたちが文化に親しみ、その優れた価値や楽しさを理解するような取り組みの充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
17回	12回	16回	19回	41回	⇒

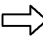
指 標	横須賀芸術劇場合唱団・横須賀芸術劇場少年少女合唱団の所属団員数				
考 え 方	横須賀芸術劇場合唱団（一般）、横須賀芸術劇場少年少女合唱団（小学2年～高校3年）の所属団員数により、芸術団体の育成や子どもたちが文化に親しみ、その優れた価値や楽しさを理解するような取り組みの充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
合唱団122人 少年少女134人	合唱団122名 少年少女131人	合唱団121人 少年少女126人	合唱団106人 少年少女134人	合唱団289人 少年少女138人	⇒


指 標	「フレッシュ・アーティスト from ヨコスカ」リサイタルシリーズの開催回数				
考 え 方	新進演奏家の飛躍のステップになるよう創設された「フレッシュ・アーティスト from ヨコスカ」リサイタルシリーズの開催回数により、芸術家の育成環境の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
2回	3回	3回	2回	2回	⇒


Ⅱ つたえる ～文化の次世代への継承～

1. 郷土の歴史や文化的遺産の継承


指 標	指定重要文化財の指定数 ★				
考 え 方	指定重要文化財の指定数により、地域の文化的遺産の継承の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
97件	100件	103件	104件	106件	


指 標	市民文化資産の指定数 ★				
考 え 方	市では文化財には指定されていないが、市民生活に密着し、広く親しまれ、将来にも大切に保存する必要があるものを市民文化資産に指定しており、その指定数で地域の文化的遺産の継承の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
24件	24件	24件	24件	24件	

指 標	国際式典の参加者数				
考 え 方	本市にゆかりのある歴史的史実を市民・関係各国と共有するために開催される国際式典(三浦按針祭観桜会、咸臨丸フェスティバル式典、水師提督ペリー上陸記念式典、ヴェルニー・小栗祭式典)の来場者数により、地域の歴史の掘り起こし・普及への取り組みの度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
753人	716人	651人	576人 ※按針祭中止	832人	

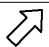
指 標	横須賀にゆかりのある歴史上の人物紹介冊子の配布数				
考 え 方	本市にゆかりのある歴史人物(ペリー、ヴェルニー、小栗上野介、三浦按針)を紹介する冊子の配布部数により、地域の歴史の掘り起こし・普及への取り組みを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	—	—	—	4冊合計 4,209部	


2. 地域の身近な歴史や文化の継承

指 標	近代歴史遺産を巡る周遊ツアーの参加者数				
考 え 方	市内に点在する近代歴史遺産を巡る周遊ツアーの参加者数により、地域の歴史の掘り起こし・普及への取り組みの度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	—	—	—	延115人	

指 標	近代歴史遺産パネル展の来場者数				
考 え 方	市内の近代歴史遺産を市民に広く周知するために開催したパネル展の来場者数で、地域の歴史の掘り起こし・普及への取り組みの度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	—	—	—	938人	

3. 景観の保全および形成

指 標	景観法による届け出受理事前協議の実施数 ★				
考 え 方	景観法による届け出案件の事前協議は、市内で一定規模以上の建築行為があった場合に、行為者に対して条例で義務付けるものです。景観協議を実施した建築物等の件数で魅力ある都市景観づくりの進捗状況を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	50回	69回	64回	81回	

指 標	景観重要樹木の指定数				
考 え 方	景観法に基づき、良好な景観形成の核となっている樹木を守っていくことを義務付け、未来へ継承していくための「景観重要樹木」の指定数により、景観の保全・形成への取り組み度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	4件	9件	14件	19件	

Ⅲ ひろげる ～文化による交流の推進～


1. 文化情報の収集および提供


指 標	スカナビ①（横須賀観光インフォメーション）利用件数 ★				
考 え 方	スカナビ①（横須賀観光インフォメーション）の利用件数により、情報提供の度合いを測ります。（電話・直接対応の合算）				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 （基準時）	今後の方向性
11,922件	13,845件	12,971件	13,348件	12,133件	↗

指 標	生涯学習センターにおけるYokosukaまなび情報の登録・紹介件数				
考 え 方	生涯学習活動をしている団体や生涯学習活動を支援する講師などの情報「Yokosukaまなび情報」の登録・紹介件数により、生涯学習に関する情報提供の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 （基準時）	今後の方向性
登録 793件 紹介1,553件	登録 776件 紹介1,471件	登録 771件 紹介1,107件	登録 717件 紹介1,107件	登録 704件 紹介 881件	↗

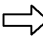
指 標	生涯学習センターにおける生涯学習にかかる相談件数				
考 え 方	生涯学習に関する市民からの相談に応じ、生涯学習に関する情報を提供する「相談コーナー」の相談件数により、生涯学習に関する情報提供の充実度を測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 （基準時）	今後の方向性
80件	97件	82件	89件	93件	↗

2. 文化による国際交流の推進

指 標	国際文化交流事業の参加者数				
考 え 方	市民の国際交流を推進する各事業（ジャパン フェスティバル イン よこすか、ハロウィーン・フェスティバル、日本文化体験教室、国際ユースフォーラム）の参加者数により、市民の国際交流の推進の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
3,324人	2,330人	2,586人	2,456人	2,522人	

指 標	姉妹都市との交換学生数				
考 え 方	本市の姉妹都市（コーパスクリスティ市、プレスト市、メッドウェイ市、フリマントル市）との交換学生数により、国際文化交流の推進の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
4市合計 派遣 7人 受け入れ 8人	4市合計 派遣 8人 受け入れ 7人	4市合計 派遣 8人 受け入れ 9人	4市合計 派遣 8人 受け入れ 8人	4市合計 派遣 8人 受け入れ 5人	

3. 文化による地域間交流の推進

指 標	友好都市「会津若松応援団」の団員数				
考 え 方	東日本大震災の影響を受け、経済産業界が危機的な状況にある会津若松市を友好都市として応援し、様々な形で交流する「会津若松応援団」の団員数により、文化による地域間交流の推進度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	—	—	20団体	28団体	

4. 文化による人々の交流の推進

指 標	よこすか開国祭の来場者数				
考 え 方	よこすか開国祭の来場者数により、人々の交流の推進の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
350,000人	240,000人	278,000人	174,300人	193,700人	↗

指 標	よこすかみこしパレードの来場者数				
考 え 方	よこすかみこしパレードの来場者数により、人々の交流の推進の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	44,000人	35,000人	41,000人	44,000人	↗

指 標	日米親善よこすかスプリングフェスタの来場者数				
考 え 方	日米親善よこすかスプリングフェスタの来場者数により、人々の交流の推進の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	50,500人	—	38,000人	29,200人	↗

指 標	日米親善ベース歴史ツアーの参加者数				
考 え 方	日米親善ベース歴史ツアーの参加者数により、人々の交流の推進の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
—	376人	524人	231人	467人	↗

指 標	よこすかカレーフェスティバルの来場者数				
考 え 方	よこすかカレーフェスティバルの来場者数により、人々の交流の推進の度合いを測ります。				
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (基準時)	今後の方向性
39,000人	40,000人	42,000人	56,000人	56,000人	↗

参 考

施策体系別おもな取り組み一覧

文化振興基本計画 施策体系別おもな取り組み一覧

★は「第3章-2 施策の方向の考え方と具体的な展開(取り組み例)で例示した取り組みです。
「担当部局等」には、平成26年度の担当部局等を掲載しています。

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
I はぐくむ【文化の担い手の育成】				
1 市民の文化活動の充実				
(1)市民の文化活動を支援します				
★	市民文化祭の開催	市民文化活動推進事業	政策推進部	文化振興課
★	市民合唱のつどいの開催	市民文化活動推進事業	政策推進部	文化振興課
★	市民音楽のつどいの開催	市民文化活動推進事業	政策推進部	文化振興課
★	組曲「横須賀」演奏会の開催	市民文化活動推進事業	政策推進部	文化振興課
★	カジュアル・コンサートの開催	市民文化活動推進事業	政策推進部	文化振興課
★	文化活動のコーディネートの実施	文化行政推進事業	政策推進部	文化振興課
★	インターネットギャラリーの開設	文化行政推進事業	政策推進部	文化振興課
★	市民が行う文化事業に対する後援などの支援	文化団体支援事業	政策推進部	文化振興課
	市民協働推進補助制度の活用 *文化を活用した社会貢献活動の場合	市民協働型まちづくり推進事業	市民部	市民生活課
	男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業	市民部	人権・男女共同参画課
	図書館資料の収集、整理、保存	図書館資料事業	教育委員会	中央図書館
	図書館資料の閲覧、貸し出し	図書館資料事業	教育委員会	中央図書館
	視聴覚ライブラリーの運営	視聴覚教育振興事業	教育委員会	中央図書館
	博物館資料の展示・公開	展示教育普及事業	教育委員会	博物館 (博物館運営課)
	保育サービスの活用		関係各部局	関係各課
(2)優れた芸術文化に親しむ機会を提供します				
★	芸術劇場における自主公演事業の実施	芸術劇場管理事業 (指定管理業務)	政策推進部	文化振興課
	芸術劇場の公演に関する情報提供 *広報紙の発行 *インターネットの活用	芸術劇場管理事業 (指定管理業務)	政策推進部	文化振興課
★	美術館展覧会の開催	美術館展覧会事業	教育委員会	美術館 (美術館運営課)
	美術館ボランティアの募集、育成	美術館教育普及事業	教育委員会	美術館 (美術館運営課)

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
	(3)身近なところで様々な文化活動ができる場を提供します			
	トンネルギャラリー (山崎ふれあいトンネル)の運営	文化行政推進事業	政策推進部	文化振興課
	シティホールギャラリーの運営	文化行政推進事業	政策推進部	文化振興課
	市民ホールコンサートの開催	文化行政推進事業	政策推進部	文化振興課
	★ 学校施設の開放 * 和室・学校図書館など、養護学校施設	学校開放事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
	ゆうゆう坂本相談教室施設の開放	学校開放事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
	★ 公共施設を活用したミニコンサートなどの開催		関係各部局	関係各課
	★ 市役所展示コーナーなどでの作品等の紹介		関係各部局	関係各課
	★ 美術館などでのワークショップ等の開催		関係各部局	関係各課
	(4)障害者の文化活動を支援します			
	外国語通訳の派遣	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
	★ 障害者を対象とした音楽教室の開催	地域活動推進事業	福祉部	障害福祉課
	★ 障害者を対象とした創作教室の開催	障害者生きがい事業	福祉部	障害福祉課
	★ 手話通訳者の派遣	意思疎通支援事業	福祉部	障害福祉課
	★ 要約筆記者の派遣	意思疎通支援事業	福祉部	障害福祉課
	障害者 IT 講習会の開催	障害者情報バリアフリー事業	福祉部	障害福祉課
	ホームヘルパーなどの派遣	障害福祉サービス・移動等日中支援事業	福祉部	障害福祉課
	点字版・録音版の「広報よこすか」の発行	障害者情報バリアフリー事業	福祉部	障害福祉課
	★ 障害者を対象とした美術館ワークショップなどの開催	美術館教育普及事業	教育委員会	美術館 (美術館運営課)
	(5)文化活動に貢献した市民を表彰します			
	★ 後援行事などにおける市長賞の授与	文化団体支援事業	政策推進部	文化振興課
	★ 市民表彰での顕彰	職員以外の表彰経費	総務部	秘書課
	文化にかかわる優秀な技能・技術の顕彰	技能功労者等表彰業務	経済部	経済企画課
	(6)文化に関する市民の声を反映します			
	★ 横須賀市文化振興審議会の運営	文化行政推進事業	政策推進部	文化振興課
	★ パブリック・コメント手続の活用		関係各部局	関係各課
	まちづくり出前トークの活用		関係各部局	関係各課
	文化に関する講座などでのアンケートの実施		関係各部局	関係各課

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等
	2 生涯学習の機会の提供		
	(1)生涯学習を進める講座等を行います		
	★ コミュニティセンターでの学級・講座等の開催	コミュニティセンター運営管理業務	市民部 地域コミュニティ支援課 各行政センター
	★ 高齢者の生きがい講座ほか多様な講座の開催	指定管理者による老人福祉センター・公郷老人憩いの家運営管理業務	福祉部 高齢福祉課
	★ 生涯学習センター指定管理者による市民大学講座などの各種講座の開催	生涯学習センター運営管理費（指定管理業務）	教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習課
	★ 学習成果の地域活用事業の実施	生涯学習センター運営管理費（指定管理業務）	教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習課
	博物館教室の開催	展示教育普及事業	教育委員会 博物館 （博物館運営課）
	美術館ワークショップなどの開催	美術館教育普及事業	教育委員会 美術館 （美術館運営課）
	(2)生涯学習に関する情報を提供します		
	★ まなびかんニュースの発行	生涯学習センター運営管理費（指定管理業務）	教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習課
	★ 生涯学習センターホームページの管理運営	生涯学習センター運営管理費（指定管理業務）	教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習課
	★ 学習相談の実施	生涯学習センター運営管理費（指定管理業務）	教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習課
	Yokosuka まなび情報及び講座・イベント等の情報の提供	生涯学習センター運営管理費（指定管理業務）	教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習課
	3 学校教育における文化活動の充実		
	(1)芸術鑑賞や文化的創作活動・表現活動の機会を提供します		
	★ オークストラ鑑賞会	芸術鑑賞会	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	★ 美術作品鑑賞会	芸術鑑賞会	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	★ 児童生徒書写作品展の開催	児童生徒指導行事	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	★ 児童生徒造形作品展の開催	児童生徒指導行事	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	★ 中学校演劇発表会の開催	児童生徒指導行事	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	★ 中学校吹奏楽発表会の開催	児童生徒指導行事	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	子どものための音楽会の開催	子どものための音楽会開催事業	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	作詞・作曲・作文の募集、審査	児童生徒指導行事	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	読書感想文・感想画の募集・審査及び読書感想画展の開催	子ども読書活動推進事業	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
	★ 美術館・博物館と学校教育の連携	美術館教育普及事業	教育委員会 博物館 （博物館運営課） 美術館 （美術館運営課）

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
	(2) 多文化共生社会に適應できる国際教育を行います			
	★ 外国人英語教員の活用	国際コミュニケーション能力育成事業	教育委員会事務局 学校教育部	教育指導課
	★ 国際コミュニケーション能力の育成	国際コミュニケーション能力育成事業	教育委員会事務局 学校教育部	教育指導課
	★ 横須賀総合高等学校生徒と海外高校生との交流の推進	高等学校国際交流支援事業	教育委員会事務局 学校教育部	教育指導課
	(3) 地域の教育力を活かします			
	★ 学校教育支援ボランティアの協力	学校いきいき事業	教育委員会事務局 学校教育部	教育指導課
	★ 伝統行事や産業（キャリア教育）の授業、教育活動充実のための地域人材活用など	学校いきいき事業	教育委員会事務局 学校教育部	教育指導課
4 明日の文化の担い手の育成				
	(1) 子どもたちが文化に親しむ機会を提供します			
	★ 子どものための親子コンサートの開催	明日の文化活動担い手育成事業	政策推進部	文化振興課
	★ 伝統芸能ワークショップの開催	明日の文化活動担い手育成事業	政策推進部	文化振興課
	★ 子ども向け文化情報提供の充実	明日の文化活動担い手育成事業	政策推進部	文化振興課
	★ 小冊子「子ども向け横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行	明日の文化活動担い手育成事業	政策推進部	文化振興課
	カナガワビエンナーレ国際児童画展の開催	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
	ジュニアリーダーの養成 *ジュニアリーダー養成講習会 *ジュニアリーダー研修会 *子どものリーダーのつどい	青少年活動支援事業	こども育成部	こども育成総務課
	★ 子ども読書活動の推進 *ブックスタートパックの配付と読み聞かせの実施 *ブックリストの配付 *読書に親しむきっかけ、楽しさを知るイベントの実施 *児童サービス関連の講座等の開催	子ども読書活動推進事業	教育委員会	中央図書館
	子どもを対象とした美術館ワークショップなどの開催	美術館教育普及事業	教育委員会	美術館（美術館運営課）
	博物館教室の夏休み企画の開催	展示教育普及事業	教育委員会	博物館（博物館運営課）
	(2) 芸術家、芸術団体や地域の文化活動のリーダーなどを育成します			
	★ 芸術劇場合唱団などの育成	芸術劇場管理事業（指定管理業務）	政策推進部	文化振興課
	★ 「フレッシュ・アーティスト from ヨコスカ」リサイタルシリーズの実施	芸術劇場管理事業（指定管理業務）	政策推進部	文化振興課
	世界オペラ歌唱コンクール「新しい声」オーディションの開催	芸術劇場管理事業（指定管理業務）	政策推進部	文化振興課
	野島稔・よこすかピアノコンクールの開催	芸術劇場管理事業（指定管理業務）	政策推進部	文化振興課
	ジャック・ランソロ国際クラリネットコンクールの開催	芸術劇場管理事業（指定管理業務）	政策推進部	文化振興課

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
	★ 学習成果の地域活用事業の実施	生涯学習センター運営管理費（指定管理業務）	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
	★ 横須賀出身の芸術家などへの支援		関係各部局	関係各課

II つたえる【文化の次世代への継承】

1 郷土の歴史や文化的遺産の継承

(1) 郷土の歴史や文化的遺産の掘り起こし、普及や保全・伝承を行います

★ 三浦一族に関する普及	地域文化振興事業	政策推進部	文化振興課
★ 開国期の歴史に関する普及	地域文化振興事業	政策推進部	文化振興課
★ (仮称) 軍港資料館の検討	近代歴史遺産活用事業	政策推進部	文化振興課
★ 近代歴史遺産の活用 * 周遊ツアーの開催 * パネル展の開催	近代歴史遺産活用事業	政策推進部	文化振興課
★ 市民文化資産の指定	市民文化資産保存振興事業	政策推進部	文化振興課
市民文化資産の管理奨励	市民文化資産保存振興事業	政策推進部	文化振興課
市民文化資産保存振興基金の管理	市民文化資産保存振興基金積立金	政策推進部	文化振興課
★ ANJINプロジェクト (ゆかりの地との共同イベントなど)	都市間交流関係業務	政策推進部	国際交流課
文化財保護団体活動費の補助	文化財保護周知啓発事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
横須賀市文化財調査報告書の発行	文化財基礎資料作成事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
★ 重要文化財等の指定	文化財施設等維持管理事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
★ 文化財見学会の実施	文化財保護周知啓発事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
★ 自然・人文科学の資料および文化的遺産の収集・管理・保管	資料収集調査研究事業	教育委員会	博物館 (博物館運営課)
★ 美術品の収集・管理・保管	美術品収集管理保管事業	教育委員会	美術館 (美術館運営課)

(2) 郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介します

★ 横須賀にゆかりのある歴史上の人物紹介冊子の発行	地域文化振興事業	政策推進部	文化振興課
横須賀歴史散策マップの発行	地域文化振興事業	政策推進部	文化振興課
小冊子「子ども向け横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行	明日の文化活動担い手育成事業	政策推進部	文化振興課
近代歴史遺産の活用 * 周遊ツアーの開催 * パネル展の開催	近代歴史遺産活用事業	政策推進部	文化振興課
市民文化資産の紹介	市民文化資産保存振興事業	政策推進部	文化振興課
★ 国際式典の開催	国際式典事業	政策推進部	国際交流課

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
2 地域の身近な歴史や文化の継承				
(1) 地域の身近な歴史や文化を再発見し、未来に伝えます				
★	市民文化資産の指定	市民文化資産保存振興事業	政策推進部	文化振興課
	市民文化資産の管理奨励	市民文化資産保存振興事業	政策推進部	文化振興課
	市民文化資産保存振興基金の管理	市民文化資産保存振興基金積立金	政策推進部	文化振興課
★	近代歴史遺産の活用 *周遊ツアーの開催 *パネル展の開催	近代歴史遺産活用事業	政策推進部	文化振興課
(2) 地域の身近な歴史や文化に親しむ機会を提供します				
	市民文化資産の紹介	市民文化資産保存振興事業	政策推進部	文化振興課
	近代歴史遺産の活用 *周遊ツアーの開催 *パネル展の開催	近代歴史遺産活用事業	政策推進部	文化振興課
★	くりはま歴史絵本の発行	くりはま歴史絵本作成事業	市民部	久里浜行政センター
★	レンガドック活用イベントの開催	浦賀港周辺地区再整備事業	都市部	市街地整備景観課
★	エコ・ミュージアム猿島探訪の実施	猿島公園管理事業	環境政策部	公園管理課
★	民俗芸能大会の開催	文化財保護周知啓発事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
	文化財出前事業の実施	文化財保護周知啓発事業	教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課
	近代化遺産ツアーの開催	展示教育普及事業	教育委員会	博物館 (博物館運営課)
	ヴェルニー記念館での展示	ヴェルニー記念館費	教育委員会	博物館 (博物館運営課)
3 景観の保全および形成				
(1) 豊かな自然や歴史的環境と調和した潤いのある景観を保全します				
	市街化区域樹林地保全支援の取り組み	市街化区域樹林地保全支援事業	環境政策部	自然環境共生課
★	近郊緑地保全区域に対する取り組み	都市緑地保全事業	環境政策部	自然環境共生課
★	風致地区の保全に対する取り組み	風致地区内行為許可等業務	環境政策部	自然環境共生課
★	里山的環境の保全・再生	里山的環境保全・活用事業	環境政策部	自然環境共生課
★	横須賀エコツアーの実施	横須賀エコツアー推進事業	環境政策部	自然環境共生課
★	景観重要建造物および景観重要樹木の指定	街並み景観形成推進事業	都市部	市街地整備景観課
★	海辺環境の保全・再生	横須賀港浅海域保全・再生事業	港湾部	港湾企画課
★	港湾環境保全の取り組み *エコボートイベントの開催による啓発	港湾振興事業	港湾部	港湾企画課

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
	海岸侵食対策の取り組み	北下浦漁港海岸侵食対策事業 野比地区港湾海岸侵食対策事業	港湾部	港湾建設課
	★ 自然教育園における取り組み	自然教育園事業	教育委員会	博物館 (博物館運営課)
	(2) 個性的で美しい街並みづくりなど魅力ある景観をつくります			
	★ 花のボランティア協力による花壇の管理	花いっぱい推進事業	環境政策部	公園管理課
	★ 良好な街並み景観形成の推進 *「横須賀市景観計画」に基づく良好な街並み景観形成の推進	街並み景観形成推進事業	都市部	市街地整備 景観課
	★ 景観重要公共施設の指定	街並み景観形成推進事業	都市部	市街地整備 景観課
	都市景観フォーラムの開催	景観一般事務費	都市部	市街地整備 景観課

Ⅲ ひろげる【文化による交流の推進】

1 文化情報の収集および提供

(1) 文化活動に関する情報を収集し、提供します

広報掲示板へのポスターの掲出	一般広報事業	政策推進部	広報課
よこすか市民便利帳の発行	一般広報事業	政策推進部	広報課
横須賀市コールセンターの運営	コールセンター運営事業	政策推進部	広報課
★ 文化に関するホームページの公開	文化行政推進事業	政策推進部	文化振興課
英語版文化情報紙の発行	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
★ 広報よこすかの活用		関係各部署	関係各課
★ 横須賀市ホームページの活用		関係各部署	関係各課
★ フェイスブック・ツイッターなどSNSの活用		関係各部署	関係各課
★ 新聞、テレビ、ラジオ、地域情報紙などのメディアの活用		関係各部署	関係各課

2 文化による国際交流の推進

(1) 市民の国際文化交流を支援します

★ 文化交流の取り組み * ジャパンフェスティバル * 日本文化紹介 * 国際ユースフォーラム	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
★ 国際交流員（CIR）の採用	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
★ 多言語による生活情報冊子 (Living in Yokosuka) の配布	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
外国人の生活支援 * 外国人生活相談 * 日本語会話サロン	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
	平和啓発の取り組み ＊市民平和のつどいの開催 ＊国際平和ポスター募集 ＊国際平和標語募集	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
	★ 子どもを対象とした国際交流に関する情報提供の充実	国際化推進事業	政策推進部	国際交流課
	(2) 姉妹都市などとの国際文化交流を行います			
	★ 姉妹都市との交流の推進 ＊各姉妹都市企画の事業への参加・協力 ＊プレスト市との人材交流(職員相互交流) ＊交換学生派遣・受入事業	都市間交流関係業務	政策推進部	国際交流課
	3 文化による地域間交流の推進			
	(1) 友好都市などとの文化交流を行います			
	★ 近隣市町との文化交流の推進 ＊三浦半島サミットなどでの連携	都市間交流関係業務	政策推進部	政策推進課
	★ 友好都市などとの市民交流の推進 ＊文化団体交流の推進 ＊会津若松応援団や物産展などへの支援	地域文化振興事業 都市間交流関係業務	政策推進部	文化振興課 国際交流課
	★ ANJ INプロジェクト (ゆかりの地との共同イベントなど)	都市間交流関係業務	政策推進部	国際交流課
	友好都市などとの交流の推進 ＊国際式典への招待	都市間交流関係業務	政策推進部	国際交流課
	4 文化による人々の交流の推進			
	(1) 文化資源を再認識し、活かします			
	「住むまち」としての都市イメージの創造発信	都市イメージ創造発信事業	政策推進部	政策推進課
	「すかりぶ」ホームページの運用	都市イメージ創造発信事業	政策推進部	政策推進課
	文学碑の紹介	地域文化振興事業	政策推進部	文化振興課
	★ 近代歴史遺産の活用 ＊周遊ツアーの開催 ＊パネル展の開催	近代歴史遺産活用事業	政策推進部	文化振興課
	★ ここココホームページの活用	集客プロモーション事業	経済部	商業観光課
	ここココメールマガジンの発行	集客プロモーション事業	経済部	商業観光課
	★ 民泊体験(教育旅行の誘致)	セールスプロモーション事業	経済部	商業観光課
	★ 地域観光行事・団体への助成・支援	観光団体助成事業	経済部	商業観光課
	★ 文化紹介冊子や散策マップの発行・配布		関係各部局	関係各課
	(2) 文化を活かした観光や産業を振興します			
	★ 10,000m ブロムナード(うみかぜの路)の紹介 ＊リーフレットの発行 ＊案内板の設置 ＊拠点整備の連絡調整	10,000mブロムナード整備事業	政策推進部	政策推進課

施策体系	取組内容	事業名	担当部局等	
	★ よこすか開国祭の開催 *開国花火大会 *開国 Dancin' *開国わいわい広場	集客イベント事業	経済部	商業観光課
	★ 日米親善よこすかスプリングフェスタの開催	集客イベント事業	経済部	商業観光課
	★ よこすかみこしパレードの開催	集客イベント事業	経済部	商業観光課
	日米親善ベース歴史ツアーの実施	集客イベント事業	経済部	商業観光課
	よこすかカレーフェスティバルの開催	集客イベント事業	経済部	商業観光課
	★ 横須賀市観光協会の運営補助 *地域観光行事・団体への助成 *観光ボランティアガイドへの助成	観光団体助成事業	経済部	商業観光課
	★ 横須賀グルメ・ファッション等への支援	集客プロモーション事業	経済部 関係各部署	商業観光課 関係各課
	★ 横須賀の中のアメリカを意識した取り組み	集客プロモーション事業	経済部 関係各部署	商業観光課 関係各課
	★ メディアデスクによる情報提供	セールスプロモーション事業	経済部	商業観光課
	★ 横須賀を題材にした映画等への支援	セールスプロモーション事業	経済部 関係各部署	商業観光課 関係各課
	★ 地産地消の推進	地産地消推進事業	経済部	農林水産課

資料

資料1 文化振興条例

資料2 文化芸術振興基本法

資料3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

【資料1】文化振興条例

平成19年3月29日公布

条例第2号

文化振興条例（昭和60年横須賀市条例第26号）の全部を改正する。

わたしたちの横須賀は、三方に豊かな海が広がり、緑豊かで景勝に優れ、この中で先人たちは、旧石器時代の昔からこんにちまで平和で安全な、より良い暮らしを求めて努力してきました。

また、鎌倉幕府の創設に貢献した三浦一族の活躍、近代文明の幕開けとなったペリーの浦賀来航、さらに近代工業発展の礎となった横須賀製鉄所の開設に始まるわが国有数の海軍のまちとしての発展など、横須賀は、いく多の場面で時代の先駆けの舞台となるとともに、人々はこんにちまで日々の生活でのさまざまな困難を乗り越えてきました。

こうした歴史と伝統は、豊かな文化を築く風土としての役割を果たし、地域に活力を生み、新たな文化を創造し、継承していく精神のよりどころとなっています。

文化は、生活に心の豊かさや潤いをもたらすとともに、市民相互の理解と信頼を深め、活力ある地域社会の実現にかけがえのないものです。

文化が創造され、享受できる環境が整えられるとともに、市民一人ひとりが文化の担い手として、主体的にその役割を果たすことが求められています。

横須賀に住む人、横須賀で活動する人と団体や事業者、横須賀を訪れる人、こうしたすべての市民の手によって、これまで培われてきた文化的土壌に、新たに文化の種がまかれ、育てられ、その果実が次世代に受け継がれていかなければなりません。

市民と市が協働して、新たな文化を創造し、さらに未来へ引き継ぐための道しるべとして、ここにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民（本市に在住し、在勤し、在学し、又は来訪する者及び事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）と市が協働して推進する文化の継承、発展及び創造（以下「文化の振興」という。）に関する基本的事項を定め、その総合的かつ効果的な推進を図り、もって心豊かで潤いと活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性が尊重されるものとする。

2 文化の振興に当たっては、市民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを表現する機会等の充実が図られるものとする。

- 3 文化の振興に当たっては、文化を担う人材の育成が図られるものとする。
- 4 文化の振興に当たっては、多様な文化の保護が図られるものとする。
- 5 文化の振興に当たっては、歴史や地域性を生かし、その推進が図られるものとする。
- 6 文化の振興に当たっては、市の内外に広く文化を発信し、文化を通じての交流が図られるものとする。
- 7 文化の振興に当たっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮されるものとする。

（市民の役割）

第3条 市民は、自らが文化の担い手であるとの認識のもと、主体的にその活力と創意を生かして、広く文化の振興に努めるものとする。

（市の役割と責務）

第4条 市は、自らも文化の担い手として、文化の振興のため、文化的視点に立って施策の推進に努めるものとする。

- 2 市は、文化の振興を図るための施策（以下「文化振興施策」という。）の体系を明らかにするとともに、行政組織間の連携を図り、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。
- 3 市は、市民が文化の振興に取り組むことができるよう配慮するとともに、市民との協働により文化振興施策を推進するよう努めるものとする。

（芸術等の振興）

第5条 市は、芸術、伝統芸能、生活文化等の各分野の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地域文化の振興）

第6条 市は、歴史、文化的遺産及び伝統的文化が将来にわたり継承され、活用されるように、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（市民の文化活動の充実）

- 第7条 市は、青少年、高齢者、障害者等、広く市民が行う文化の振興に関わる活動（以下「文化活動」という。）の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、生涯学習が文化の振興を支える重要な活動ととらえ、市民に学習の機会を提供するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 市は、学校教育における文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、市民の文化活動の充実に資する情報を収集し、及び提供するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化による交流の推進）

第8条 市は、多くの外国人が居住し、かつ、国内外の様々な都市との歴史的ゆかり等を有する環境を生かし、文化を通じた国際交流及び地域間交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、文化を地域発展のための資源として活用し、人々の交流の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の育成）

第9条 市は、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の文化活動を担っていく人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化活動の場の充実）

第10条 市は、公共施設を文化活動の場としての活用を図るとともに、施設の充実に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（景観の保全及び形成）

第11条 市は、文化的視点に立ち、自然環境及び地域の歴史的景観の保全をし、並びに周囲と調和のとれた景観を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（市民文化資産の指定等）

第12条 市長は、別に法令等に定めがあるものを除き、文化の振興に資すると認められるものを、市民文化資産として指定することができる。

2 指定を受けた市民文化資産は、保存に努めるとともに、可能な限り公開及び活用を図り、又は伝承に心掛けるなど文化の振興に資するよう努めるものとする。

（審議会）

第13条 文化の振興の基本的事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 前項に規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の文化振興条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定により設置された横須賀市文化振興審議会は、この条例第13条第1項の規定により設置する審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第7条第2項の規定により横須賀市文化振興審議会の委員に任命されている者は、この条例第13条第2項の規定により審議会の委員に任命された者とみなす。

【資料2】文化芸術振興基本法

(平成十三年法律第四百四十八号)

(平成十三年十二月七日公布)

目次

前 文

第一章 総則（第一条～第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条～第三十五条）

附 則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、

文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

理 由

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【資料3】劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年法律第四百四十九号)

(平成二十四年六月二十七日公布)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民

の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



横須賀が好き!